○小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月18日条例第45号

改正

令和元年9月26日条例第18号

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条 第2項の規定に基づく本市における特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項 の規定に基づく本市における特定地域型保育事業の運営に関する基準(第4条においてこれらを 「運営基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)において使用する用語の例による。

(特定教育・保育施設等の一般原則)

- 第3条 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及 び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型 保育を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村及び小学校、他の特定教育・保育施設等、法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の 擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者 に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第4条 前条に規定するもののほか、運営基準は、同条の規定を考慮して規則で定める。

## 附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

附 則(令和元年9月26日条例第18号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。